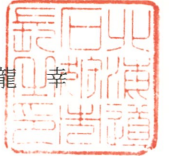


石狩市公示第 72号

一般競争入札を行うので、石狩市契約規則（平成8年3月規則第11号）第7条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年6月9日

石狩市長 加藤 龍 幸



記

## 「本工事は電子入札の案件です」

## 「本工事は特定共同企業体の登録が必要となります」

詳細は「はじめにお読みください・特定共同企業体に参加される方へ」を参照してください

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 聚富送水ポンプ場電気・機械設備更新工事
- (2) 工事場所 石狩市厚田望来91-21
- (3) 工事概要 電気・機械設備更新 一式
- (4) 工期 契約日の翌日から259日間
- (5) 予定価格 71,588,000円（入札書比較価格 65,080,000円）

### 2 発注方式

制限付一般競争入札（特定共同企業体）

### 3 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（石狩市の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システムの運用時間は毎日午前8時から午後1時まで（システム停止日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「石狩市電子入札運用基準」によるものとする。

### 4 入札参加資格（共同企業体の結成条件）

- (1) 構成員となる者は、発注工事に対応する工事の種別について、石狩市競争入札参加資格者として石狩市に登録されている者（以下「登録業者」という。）で、かつ石狩市電子入札システムへの利用申込及びICカードの利用者登録が完了している者でなければならない。
- (2) 本工事の入札執行の日までの間に、石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年3月要領第2号）の規定による指名停止等の措置期間中でない者。
- (3) 暴力団関係事業者等であること等の理由により、石狩市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 発注建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数

が4年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には4年未満でもこれを同等として扱う。

- (6) 構成員の全てが過去10年間に当該工事と同一工種の元請施工実績を有すること。(単体・共同企業体のいずれの実績でも可とする。)
- (7) 発注工事に対応する建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの者を配置することができること。
- (8) 各構成員の出資の割合は、均等案分したときの出資割合の10分の6以上でなければならない。
- (9) 代表者の割合は、構成員中最大でなければならない。
- (10) 構成員となる登録業者は、1工事につき2以上の共同企業体を結成することができない。
- (11) 構成条件は次のとおりとする。

工事については、①に該当する1者及び②に該当する1者により構成される2者からなる特定共同企業体。

- ① 構成員は、石狩市の競争入札参加資格者登録名簿に工事種別「電気」の格付等級が「A」で登録されていて、北海道に本店を有すること。
  - ② 構成員は、石狩市の競争入札参加資格者登録名簿に工事種別「電気」の格付等級が「B」で登録されていて、石狩市に本店を有すること。
- (12) 構成員には、建設業法に規定する主たる営業所を石狩市内に有するものが1者以上含まれること。
  - (13) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。

#### ① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更正会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

①、②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 5 入札参加資格者(共同企業体)のICカード利用者の名義

電子入札システムに利用登録し、又は電子入札システムを利用する際に使用するICカードに格納される電子証明書に記載される者の名義は、次のいずれかであること。

① 特定共同企業体の代表事業者の代表者。

② ①の事業者に所属する者であって、当該事業者の代表者から代理人として、入札の権限の委任を請けている者。

### 6 特定共同企業体の登録について

特定共同企業体の応募にあたっては、電子入札システムに特定共同企業体構成員等の登録が必要なことから、代表者は、事前に下記の書類を提出しなければならない。なお、詳細については別紙「はじめにお読みください・特定共同企業体に参加される方へ」を参照すること。

#### ① 登録用関係書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(特定)

イ 特定共同企業体協定書

ウ 委任状

② 提出場所

石狩市役所 3階 総務部契約課

連絡先 (0133) - 72 - 3155 (直通)

7 入札参加資格（共同企業体）の資格審査及び競争参加資格確認申請書等の提出期限

- (1) 共同企業体を結成して上記工事の入札に参加しようとする登録業者は、下記関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出し、資格審査を受けなければならない。

**※提出書類等については電子システムのウイルス対策強化により圧縮ファイルを添付できませんのでお気をつけください。**

① 関係書類

- ア 配置予定技術者調書（全構成員分・資格を有する証明書を添付）
- イ 経営事項審査結果通知書（全構成員分）
- ウ 資格決定通知書（全構成員分）
- エ 共同企業体参加一覧
- オ 同種工事施工実績書（全構成員分）
- カ 配置予定技術者の施工経歴及び同種工事施工実績書を証明する以下の書面
  - a 施工経歴及び同種工事施工実績に係る契約書の写しまたは工事实績証明書の写し
  - b 共同企業体により施工したものについては協定書の写し
  - c 施工概要が判断できる書面等の写し
- キ 資本関係・人的関係調書

- (2) 天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。その場合は、「紙参加申込書」（紙様式3）に「持参添付書類内訳書」（紙様式6）と関係書類を添付して紙により提出しなければならない。

- (3) 電子入札システムで関係書類を提出することが困難な場合（石狩市電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、「持参提出通知書」（電子様式1）を電子入札システムにより提出し、関係書類は「持参添付書類内訳書」（紙様式6）と共に紙により提出しなければならない。

(4) 電子入札システムによる提出期限

令和8年6月9日午前9時から令和8年6月22日午後5時まで。（電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）

(5) 紙による提出期限等

① 提出期限

令和8年6月9日から令和8年6月22日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

② 提出場所

石狩市役所 3階 総務部契約課

連絡先 (0133) - 72 - 3155 (直通)

③ 提出方法

持参することとし、郵送は認めない。

- (6) 入札参加者の確認に関する書類の配付は、紙参加の場合のみ石狩市役所総務部契約課契約担当において、この告示の日から行う。

- (7) 関係書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

- (8) 入札参加資格の確認結果については、令和8年6月26日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

(9) その他

- ① 書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された資料は提出者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は、返却しない。

## 8 設計図書の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

### ① 閲覧期間及び時間

令和8年6月9日から令和8年7月1日までの3－(3)に示す電子入札システムの運用時間。

### ② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「その他の公開情報」

(2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑書を石狩市役所総務部契約課契約担当へ持参又は郵送して提出すること。

### ① 受付期間

令和8年6月9日から令和8年6月24日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。  
(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(3) (2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

### ① 閲覧期間・時間

令和8年6月9日から令和8年7月1日までの3－(3)に示す電子入札システムの運用時間。

### ② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「入札公告情報閲覧」

## 9 入札期間

令和8年6月29日午前9時から令和8年7月1日午後3時まで(電子入札システムが運用していない時間帯を除く。)

## 10 開札の日時及び場所

(1) 日時：令和8年7月2日(木) 10時00分

(2) 場所：石狩市役所3階 総務部契約課

## 11 入札方法等

(1) 入札者は、入札書に必要事項を入力し、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加は10－(2)の開札場所へ10－(1)の開札日時に入札書を持参すること。なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に入力(記載)された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、積算した契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に入力(記載)すること。

(3) 入札回数は概ね3回とするが、入札執行者の裁量により増やす場合がある。

(4) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する調査基準価格を設定する。

(5) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、低入札価格調査委員会の審査を受けた後決定する。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 石狩市契約規則第17条各号のいずれかに該当する入札

(2) 本公示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

## 13 工事費内訳書の提出

初度の入札書の提出に際し、工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費

として国土交通省令で定めるものを明示すること。なお、内訳書と入札金額を入力（記載）した入札書とは、対応関係にあるが、必ずしも入札書に入力（記載）する金額を拘束するものではない。

14 入札保証金 免除

15 契約保証金 免除

16 契約書作成の要否 必要とする。

17 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が、暴力団関係事業者等であると判明した場合又は石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けた場合は契約を行わない。

18 支払条件

部分払 無

前金払 有（契約金額の4割以内とする。）

中間前金払 有（契約金額の2割以内とする。）

19 その他

(1) 入札参加者は、石狩市契約規則、競争入札心得（電子入札用）その他関係法令を遵守すること。

(2) その他不明な点については、石狩市役所総務部契約課契約担当に照会すること。